

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年7月14日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

施設予約システムサービス利用調達業務 一式

(2) 業務の目的

鳥取県は鳥取市と共同で施設利用者の利便性の向上、施設の業務の効率化を図る目的で、インターネットを利用した施設の予約状況確認、利用予約申込、利用料金の管理、利用状況の集計、申請書帳票等の出力等ができる施設予約システム（以下「現行システム」という。）を利用しているところであるが、現行システムは、鳥取市と共同で平成25年度から稼動し保守期限を令和4年3月31日に迎える。

そこで、クレジットカード決済機能や、公共施設予約にかかる一連の業務を管理・運用する機能を備えた鳥取県公共施設予約システム（以下「新システム」という。）を導入することで、施設利用者の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図る。

(3) 業務の仕様

施設予約システムサービス利用調達業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）及び施設予約システムサービス利用調達業務仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ア 初期導入業務 契約締結日から令和4年3月31日まで

イ 運用・保守業務 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

29,150千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

初期導入業務 令和3年度 9,350千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

運用・保守業務 令和4年度～令和8年度 各年度 3,960千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) その他

鳥取県、鳥取市及び米子市は、共同で事業予定者の決定を行うため、両市の調達公告等を確認の上、参加資格を満たし、同じ企画提案内容で鳥取市及び米子市に応募の手続を行うこと。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

(5) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の

申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営、又はASPに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和3年7月20日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 受注者の選定方法

(1) 本業務の受注者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、別紙1「施設予約システムサービス利用調達業務企画提案書評価要領」に基づき、最優秀提案者を決定するものとする。

(2) 企画提案書の内容評価に対する点数は、別紙2「施設予約システムサービス利用調達業務企画提案書に係る評価基準書」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点した点数(以下「内容評価点」という。)とする。なお、評価点の上限は400点とする。

(3) 企画提案書のシステムに対する総合機能評価に対する点数は、鳥取県が求める機能一覧に対しての対応可否に応じて計算した点数(以下「総合機能点」という。)とする。なお、総合機能点は以下の計算方法により算出し、上限は50点とする。

$$\text{総合機能点} = 50 \times (\text{得点} / \text{得点上限})$$

総合機能点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

(4) 提案価格については、次の式により換算し、提案価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を与える。なお、価格評価点は以下の計算方法により算出した、ア、イの合計とし、上限は200点とする。

ア 初期導入経費

$$\text{価格評価点(初期導入経費)} = 100 \times (1 - (\text{提案価格(初期導入経費)} / \text{提案上限額(初期導入経費)}))$$

イ 月間利用料

$$\text{価格評価点(月間利用料)} = 100 \times (1 - (\text{提案価格(月間利用料)} / \text{提案上限額(月間利用料)}))$$

価格評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

(5) (3) から (5) により算出された内容評価点、総合機能点及び価格評価点を合計した総合点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(6) 総合点が最も高い者が2者以上あるときは、以下のとおりとする。

ア 提案者それぞれの内容評価点、総合機能点、価格評価点が異なる場合、内容評価点が高い者を最優秀提案者とする。

イ 提案者それぞれの内容評価点、総合機能点、価格評価点と同じ場合、初期導入経費及び月間利用料に60を乗じて得た金額の合計額(以下、「提案総額」という)が低い者を最優秀提案者とする。なお、提案総額が同じ場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。ただし、協議が不調のときは、企画提案書の審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

4 手続等

(1) 公募型プロポーザルの手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

電話 0857-26-7088 ファクシミリ 0857-26-7616

メールアドレス shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、令和3年7月14日（水）から同年8月10日（火）までの間に、インターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/zaigenkakuho/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和3年7月14日（水）から同年8月10日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

5 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

（1）この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加表明書等を4の（1）の場所に、令和3年8月10日（火）の午後5時までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

（2）公募型プロポーザル参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 企画提案書の作成及び提出

（1）提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出は、公募型プロポーザル実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

（2）企画提案書の提出期限及び提出場所

ア 日時

令和3年8月18日（水）午後5時まで

イ 提出場所

4の（1）の場所

7 プレゼンテーションによる企画提案書の最終審査

公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。

8 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

（1）価格提案書について

ア 価格提案書に記載する額は、システム構築・導入に係る経費及び運用保守に要する経費の総額とすること。

イ 価格提案書の宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。

（2）企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

（3）提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については、失格とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

(6) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(7) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 情報公開の取扱い

提案者は、提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(9) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(10) その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。